

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

|  |   |                                      |    |  |    |  |    |
|--|---|--------------------------------------|----|--|----|--|----|
| ○特定非営利活動法人の設立に係る公告<br>(北部創造)                                   | 二 | ○生活保護法による介護機関の指定<br>(社会福祉課)          | 七  | ○測量法に基づく公共測量の実施<br>(用地課)                       | 一五 | ○県道利根川自転車道線の供用の開始<br>(熊谷県土)            | 二〇 |
| ○第三十六回採石業務管理者試験の実施<br>(環境政策課)                                  | 二 | ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出<br>( )         | 九  | ○埼玉県景観計画の策定<br>(県土づくり企画室)                      | 一五 | ○駐車監視員資格者講習の告示<br>(駐車対策課)              | 二〇 |
| ○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催<br>(温暖化対策課) | 二 | ○生活保護法による指定介護機関の休止の届出<br>( )         | 一〇 | ○埼玉県景観条例に基づく大規模基準適用区域の指定<br>( )                | 一五 | ○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動<br>( )        | 二二 |
| ○公害防止主任者資格認定講習の実施<br>(水環境課)                                    | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出<br>( )         | 一〇 | ○川越都市計画画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧<br>(都市計画課) | 一六 | ○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨<br>( ) | 二三 |
| ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定<br>( )                                  | 四 | ○平成十九年度毒物劇物取扱者試験<br>(保健医療政策課)        | 一一 | ○川越都市計画画用途地域の変更の案の縦覧<br>( )                    | 一六 | ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動<br>( )      | 二八 |
| ○戸田市計画生産緑地地区の変更<br>(みどり自然課)                                    | 五 | ○埼玉県立大学情報システム機器賃貸借に関する入札公告<br>(県立大学) | 一一 | ○埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正<br>(出納総務課)            | 一六 | ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し<br>( )       | 二九 |
| ○生活保護法による医療機関及び施術者の指定<br>(社会福祉課)                               | 五 | ○埼玉県中小企業等協同組合法施行規程<br>(産業労働政策課)      | 一三 | ○教職員人事給与情報システム機器等賃貸借に関する入札公告<br>(県立学校人事課)      | 一七 | 正誤                                     |    |
| ○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出<br>( )                            | 六 | ○平方領々家土地改良区の役員就退任届<br>(さいたま農林)       | 一三 | ○情報通信ネットワークシステムの賃貸借に係る落札者の公示<br>(会計課)          | 一八 | ○埼玉県告示第五十号中訂正<br>(社会福祉課)               | 二九 |
| ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出<br>( )                                   | 六 | ○測量法に基づく公共測量の実施<br>(用地課)             | 一四 | ○開発行為に関する工事の完了公告<br>(飯能県土)                     | 一八 | ○埼玉県規則第七十一号中訂正<br>(農業支援課)              | 二九 |
|  |   | ○測量法に基づく基本測量の実施<br>( )               | 一四 | ○建築基準法に基づく道路の位置の指定<br>(秩父県土)                   | 一九 |  |    |
|  |   | ○測量法に基づく公共測量の実施<br>( )               | 一五 | ○県道利根川自転車道線の区域の決定<br>(熊谷県土)                    | 一九 |  |    |
|  |   | ○測量法に基づく公共測量の実施<br>( )               | 一五 | ○自転車専用道路等の指定<br>( )                            | 一九 |  |    |

告示

埼玉県告示第千三百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 平成十九年八月三十一日  
埼玉県知事 上田 清司
- 二 申請のあった年月日  
平成十九年八月二十二日
- 三 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国生活支援センター

三 代表者の氏名

黒澤 辰雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市仲町二番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが日常の生活を円滑に暮らせるように質の高い住民サービスを提供することによって地域福祉向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百十五号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第三十六回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

- 一 試験期日  
平成十九年十月十二日(金) 午前十時から十二時まで
- 二 試験場所  
さいたま市浦和区岸町七丁目五番十号
- 三 受検手続  
さいたま共済会館五〇五会議室
- イ 受験願書の入手方法  
埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域創造センター及び同支所において、平成十九年九月三日(月)から配布する。
- ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成十九年九月十日(月)から九月二十五日(火)まで(期間内消印有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉環境部環境政策課

五 受験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

- イ 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

埼玉県告示第千三百十六号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一件名

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

- ア 平成十九年九月二十二日(土) 午前十時から正午まで 東松山市野本コミュニティセンター
- イ 平成十九年九月二十二日(土) 午後二時から四時まで 坂戸市立勝呂公民館
- ウ 平成十九年九月二十三日(日) 午前十時から正午まで 川島町コミュニティセンター
- エ 平成十九年九月二十三日(日) 午後二時から四時まで 川越市北部地域ふれあいセンター

三 事業者及び都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

川島町長 高田康男  
埼玉県比企郡川島町大字平沼一一七

四 意見を聴こうとする事項

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

五

意見

埼玉県告示第千三百十七号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号。以下「条例」という。)第百十六条第一項の規定により、平成十九年度公害防止主任者資格認定講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

| 区 分       | 実施期間                               | 実施場所                                     | 予定人員 |
|-----------|------------------------------------|--|------|
| 大気関係      | 平成十九年十月十六日(火)から同月十八日(木)まで          | さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号<br>埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室 | 八〇人  |
| 水質関係      | 平成十九年十月二十四日(水)から同月二十六日(金)まで        | 同右                                       | 八〇人  |
| 騒音・振動関係   | 平成十九年十月三十一日(水)から十一月二日(金)まで         | 同右                                       | 八〇人  |
| ダイオキシン類関係 | 平成十九年十月十六日(火)、同月二十二日(月)及び同月二十三日(火) | 同右                                       | 八〇人  |

二 講習の区分、科目及び合計時間数

| 区 分  | 科 目   | 合計時間数 |
|------|---|-------|
| 大気関係 | 一 公害概論<br>二 大気汚染関係法規<br>三 燃焼・ばい煙防止技術<br>四 除じん・集じん技術<br>五 測定技術 | 二〇    |
| 水質関係 | 一 公害概論<br>二 水質汚濁関係法規  | 二〇    |

|           |   |    |
|-----------|---|----|
| ダイオキシン類関係 | 一 公害概論<br>二 ダイオキシン類関係法規<br>三 ダイオキシン類の排出防止技術<br>四 測定技術           | 二〇 |
| 騒音・振動関係   | 一 公害概論<br>二 騒音及び振動関係法規<br>三 音及び振動の性質<br>四 騒音及び振動の防止技術<br>五 測定技術 | 二〇 |
|           | 三 汚水等処理技術一般<br>四 測定技術   |    |

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 受講申込書の受付期間及び受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成十九年九月十一日(火)及び同月十二日(水)の午前九時三十分から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 県庁第二庁舎三階二〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、同青空再生課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

埼玉県告示第千三百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成十九年八月三十一日

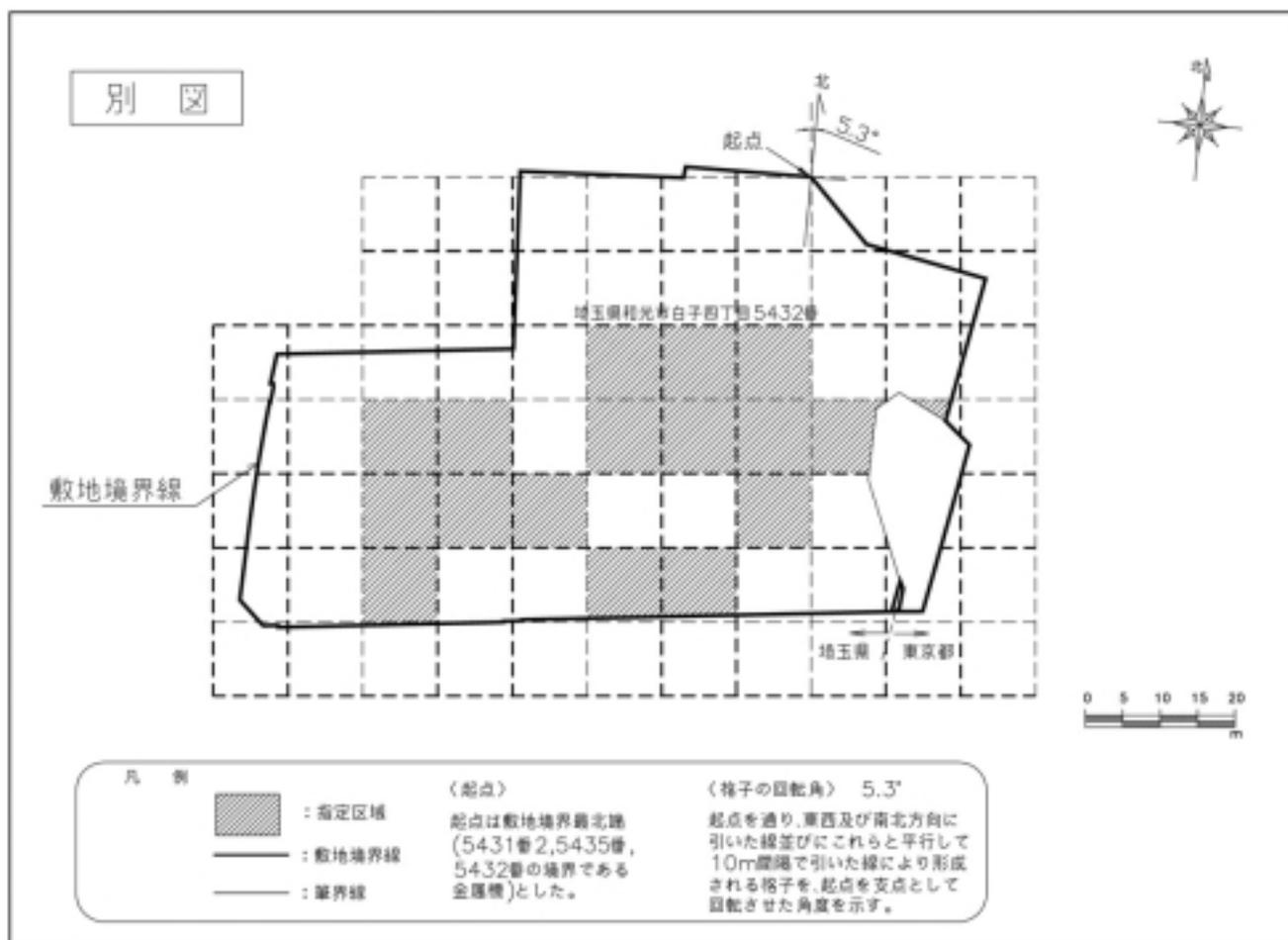
埼玉県知事 上田清司

一 指定する区域

別図のとおり(和光市白子四丁目五四三二番の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン



埼玉県告示第千三百十九号

戸田市から戸田市計画生産緑地地区

の変更に係る図書の写しの送付を受けた  
ので、都市計画法(昭和四十三年法律第  
百号)第二十一条第二項において準用す  
る同法第二十条第二項の規定により、当  
該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然  
課において縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日  
埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第千三百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお  
いて準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機  
一 指定医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。  
平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

| 名 称                | 開設者名              | 所 在 地                  | 指 定 年 月 日    |
|--------------------|-------------------|------------------------|--------------|
| おのだ内科クリニック         | 小野田 一 敏           | 川口市金山町一四               | 平成十九年 七月 一日  |
| よしはら整形外科           | 吉原 秀 樹            | 本庄市児玉町長沖二六五一一          | 平成十九年 七月 十八日 |
| 西村ハートクリニック         | 西村 名 美            | 上尾市柏座三一一四八 パーク上尾老番館三〇三 | 平成十九年 七月 一日  |
| 医療法人一心会 上尾中央腎クリニック | 医療法人 一 心 会        | 上尾市原新町五一〇              | 平成十九年 七月 一日  |
| 相 良 醫 院            | 相 良 哲 郎           | 越谷市瓦曾根一一二〇三五           | 平成十九年 八月 三日  |
| と だ 眼 科            | 箕 田 健 生           | 戸田市中町一一五一四七            | 平成十九年 七月 二日  |
| 新 座 眼 科            | 西 山 毅             | 新座市東北二二二一五太田ビル五F       | 平成十九年 七月 一日  |
| 医療法人悠生会 福井歯科医院     | 医療法人 悠 生 会        | 秩父市東町二一一五              | 平成十九年 六月 一日  |
| 野 本 歯 科 医 院        | 野 本 恵 子           | 春日部市上蛭田一三二一四 昭和ビル第二    | 平成十九年 七月三十一日 |
| く に 歯 科 医 院        | 青 木 邦 和           | 草加市草加四一三七ライフコア松原一F     | 平成十九年 六月 一日  |
| 清 水 歯 科 医 院        | 清 水 英 世           | 入間郡三芳町藤久保八四九一一         | 平成十九年 七月 六日  |
| 医療法人社団洋仁会 ココネ歯科医院  | 医療法人社団 洋 仁 会      | ふじみ野市霞ヶ丘一一二二七二〇四       | 平成十九年 六月 一日  |
| 株式会社スギ薬局上青木店       | 株 式 会 社 スギ 薬 局    | 川口市上青木西一一一九九           | 平成十九年 七月 三十日 |
| 誠 美 堂 薬 局          | 誠 公 堂 薬 局 有 限 会 社 | 川口市戸塚東二一三一二六           | 平成十九年 七月 十二日 |
| パルシィー調剤薬局          | 株 式 会 社 パルシィー     | 行田市下忍一〇九六一三            | 平成十九年 七月 二日  |
| ウエルシア薬局本庄西五十子店     | ウエルシア関東株式会社       | 本庄市西五十子五八              | 平成十九年 七月二十四日 |
| 訪問看護ステーションみやび      | 有限会社訪問看護ステーションみやび | 桶川市下日出谷西三一三一一七         | 平成十九年 八月 一日  |

二 指定施術者

| 氏名     | 住所                    | 施設名称 |        | 所在地                 | 指定年月日       |
|--------|-----------------------|------|--------|---------------------|-------------|
|        |                       | 名    | 称      |                     |             |
| 井上 正男  | 川口市安行慈林八〇三―五          | ときわ木 | 整骨院    | 川口市安行慈林八〇三―五        | 平成十九年七月三十日  |
| 井上 明美  | 川口市安行慈林八〇三―五          | ときわ木 | 整骨院    | 川口市安行慈林八〇三―五        | 平成十九年七月三十日  |
| 計良 正巳  | 東京都足立区竹の塚五―一九―二小師ビル一階 | けら   | 整骨院    | さいたま市北区益裁町七三―二      | 平成十九年七月三十一日 |
| 飯塚 唯哲  | さいたま市北区益裁町七三―二        | 唯接   | 骨院     | さいたま市北区益裁町七三―二      | 平成十九年七月三日   |
| 松村 豊   | 上尾市本町三―一―二一奥隅本町ビル一F   | まつむら | 理学接骨院  | 上尾市本町三―一―二一奥隅本町ビル一F | 平成十九年七月十三日  |
| 小林 正信  | 草加市氷川町五九〇―二           | 小林   | 整骨院    | 草加市氷川町五九〇―二         | 平成十九年八月六日   |
| 門井 秀樹  | 志木市上宗岡二―一七―二九―一〇一     | 門井   | 整骨院    | 志木市上宗岡二―一七―二九―一〇一   | 平成十九年六月二十五日 |
| 朝倉 克己  | 富士見市鶴瀬西二―五―四依田ビル一F    | あさくら | 接骨院    | 富士見市鶴瀬西二―五―四依田ビル一F  | 平成十九年七月二十四日 |
| 田中 洋平  | 三郷市鷹野五―一五五―六          | たかの  | 接骨院    | 三郷市鷹野五―一五五―六        | 平成十九年六月一日   |
| 吉永 雄大  | 三郷市鷹野五―一五五―六          | たかの  | 接骨院    | 三郷市鷹野五―一五五―六        | 平成十九年六月一日   |
| 伊藤 篤   | 三郷市鷹野五―一五五―六          | たかの  | 接骨院    | 三郷市鷹野五―一五五―六        | 平成十九年六月一日   |
| 佐々木 仁司 | 蕨市北町五―八―一             | はづき  | わらび接骨院 | 蕨市北町五―八―一           | 平成十九年七月十二日  |

埼玉県告示第千三百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年八月三十一日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田 清 司

| 名称          | 変更事項 | 変更前          | 変更後          |
|-------------|------|--------------|--------------|
| はんだ整形外科     | 所在地  | 鶴ヶ島市中新田四〇三―一 | 鶴ヶ島市新町一―七―一三 |
| さくら薬局 久喜栗原店 | 名称   | リーヴ薬局 久喜店    | さくら薬局 久喜栗原店  |

二 指定施術者

埼玉県告示第千三百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年八月三十一日

| 氏名    | 変更事項 | 変更前            | 変更後            |
|-------|------|----------------|----------------|
| 早川 智久 | 所在地  | 東京都練馬区田柄四―三九―一 | 川越市岸町二―四―二―一〇二 |
| 山本 庄吉 | 名称   | 田柄エムズ鍼灸接骨院     | 恵久寿鍼灸整骨院       |
| 山本 庄吉 | 名称   | 山本整骨院          | ときわ木整骨院        |

埼玉県知事 上田 清 司

| 名 称     | 所 在 地                        | 廃 止 年 月 日    |
|---------|------------------------------|--------------|
| 新 座 眼 科 | 新座市東北二一三一一一五太田ビル五F           | 平成十九年 七月 一日  |
| 野本歯科医院  | 春日部市上蛭田一三三二一四                | 平成十九年 六月 三十日 |
| とだ 眼 科  | 戸田市下前一一一一〇 アヴ<br>エニール戸田B一一〇一 | 平成十九年 七月 二日  |
| ココネ歯科医院 | ふじみ野市霞ヶ丘一一一一二七<br>一一〇四       | 平成十九年 五月三十一日 |

埼玉県告示第千三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

| 名 称                | 所 在 地                                  | 開 設 者 名                               | サービスの種類                                    | 指 定 年 月 日                   |
|--------------------|--|---------------------------------------|--|-----------------------------|
| 井 上 整 形 外 科        | 川口市並木二一七一                              | 井 上 道 夫                               | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション<br>居宅療養管理指導 | 平成十九年 六月 一日                 |
| 医療法人社団二柚会 大友外科整形外科 | 北本市本町六一二八四                             | 医 療 法 人 社 団 二 柚 会                     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                   | 平成十九年 六月 一日                 |
| 幸手ひがし歯科クリニック       | 幸手市東四一八一二                              | 岡 野 敦 子                               | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                   | 平成十九年 七月 一日                 |
| のぞみ美里薬局            | 児玉郡美里町甘粕五四七一二                          | 株 式 会 社 の ぞ み 調 剤                     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                   | 平成十九年 七月三十一日                |
| のぞみ本庄薬局            | 本庄市下野堂二六一                              | 株 式 会 社 の ぞ み 調 剤                     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                   | 平成十九年 七月二十七日                |
| のぞみ元気薬局            | 本庄市本庄一一九一三                             | 株 式 会 社 の ぞ み 調 剤                     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                   | 平成十九年 八月 二日                 |
| 介護ステーション みゆうあ      | 川口市北原台一八一（有）角屋酒店別館2F<br>春日部市新宿新田二二八八八四 | 特定非営利活動法人 ライフサポート陽だまり<br>株式会社セブン・スマイル | 介護予防訪問介護<br>訪問介護                           | 平成十九年 七月 二十日<br>平成十九年 八月 一日 |

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

|                      |                       |              |
|----------------------|-----------------------|--------------|
| メディスンショップ<br>上 里 薬 局 | 児玉郡上里町金久保七五九一一        | 平成十九年 六月 三十日 |
| 小野田医院                | 川口市金山町一一四             | 平成十九年 六月 三十日 |
| 清水歯科医院               | 入間郡三芳町北永井七七八一<br>一    | 平成十七年 一月三十一日 |
| 福井歯科医院               | 秩父市東町二一一五             | 平成十九年 五月三十一日 |
| 平 野 眼 科              | 富士見市鶴馬二六〇九 関根ビ<br>ル二階 | 平成十九年 五月 一日  |
| 医療法人一清会<br>大沢診療所     | 越谷市大沢四一一一一            | 平成十九年 六月二十七日 |

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| 居宅介護支援それいゆ<br>訪問介護 それいゆ                       | 春日部市下蛭田二六三<br>春日部市下蛭田二六三                         | 株式会社 ゆりは<br>株式会社 ゆりは                          | 居宅介護支援<br>訪問介護   | 平成十九年 八月 一日                               |
| 居宅介護支援事業所 寿<br>ヘルパーステーションコスモ<br>デイサービス黄色いハンカチ | 越谷市千間台東二一三六六一六<br>久喜市本町三一八一四<br>久喜市上早見五一四一二      | 株式会社 CURE<br>ヘルパーステーションコスモ株式会社<br>有限会社黄色いハンカチ | 居宅介護支援<br>訪問介護<br>通所介護                                 | 平成十九年 八月 一日<br>平成十九年 七月 一日<br>平成十九年 八月 六日 |
| 杉戸ケアセンターそよ風                                   | 北葛飾郡杉戸町下高野二八二八一                                  | 株式会社 メデカジャパン                                  | 通所介護<br>居宅介護支援<br>介護予防通所介護                             | 平成十九年 八月 七日                               |
| グループホーム川柳                                     | 草加市青柳八一二九一一二                                     | 社会福祉法人 草加こだま会                                 | 介護予防通所介護<br>居宅介護支援<br>認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成十九年 八月 三日<br>平成十九年 七月 九日<br>平成十九年 六月 一日 |
| 埼玉ライフサービス株式会社 戸田営業所<br>デイサービスセンターくつろぎの家       | 戸田市上戸田四一七一六<br>戸田市美女木一―二九一四四                     | 埼玉ライフサービス株式会社<br>株式会社シルバー自立支援センター             | 介護予防通所介護<br>介護予防福祉用具貸与                                 | 平成十九年 三月 一日                               |
| 埼玉ライフケアサービス 福祉用具貸与事業所                         | 朝霞市本町二―四―二五T BLD朝霞                               | 株式会社 埼玉ライフケアサービス                              | 特定介護予防福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売           | 平成十九年 七月二十七日                              |
| 株式会社グリーンメディカル                                 | 入間郡三芳町竹間沢二九四一二                                   | 株式会社グリーンメディカル                                 | 特定介護予防福祉用具販売   | 平成十九年 七月 一日                               |
| 株式会社コムスン新所沢ケアセンター<br>ショートステイ サンヴァリユアやすらぎ      | 所沢市泉町一八五五―一四パールハイツ二〇二号<br>所沢市南永井二―一七             | 株式会社コムスン<br>株式会社エヌ総合企画                        | 居宅介護支援<br>短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護                     | 平成十九年 六月 一日<br>平成十九年 七月 五日                |
| 狭山福祉協議会<br>狭山福祉協議会<br>狭山福祉協議会<br>狭山福祉協議会      | 狭山市富士見一―一―一乳幼児情報センター内<br>狭山市富士見一―三―三サンヴェール富士見二〇一 | 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会<br>株式会社メルフィス                 | 居宅介護支援<br>訪問介護<br>介護予防訪問介護                             | 平成十九年 四月 一日<br>平成十九年 七月 一日                |
| ゼロケア東みずほ台ステーション<br>ケアセンターあかね上武営業所             | 富士見市東みずほ台三一―一三JCビル二階<br>熊谷市拾六間一〇〇四               | 株式会社 ダスキンゼロケア<br>群馬セキスイハイム株式会社                | 介護予防訪問介護<br>福祉用具貸与                                     | 平成十九年 一月 一日<br>平成十九年 八月 一日                |

|   |  |  |  |   |
|---|--|--|--|---|
| ありの実デイサービス                                | 児玉郡神川町元阿保三六〇―一                           | フリージア株式会社                                | 介護予防福祉用具貸与   | 平成十九年 八月 一日                               |
| グループホーム里の家                                | 熊谷市中恩田五一八                                | 有限会社武田                                   | 通所介護<br>介護予防通所介護   | 平成十九年 七月二十四日                              |
| 居宅介護支援事業所菜々の郷<br>あすなるホーム 幸手<br>しらゆりケアセンター | 新座市馬場一―二―三五<br>幸手市南三―二三―三〇<br>幸手市中一―一―四〇 | 社会福祉法人新座福祉会<br>株式会社あすなるホーム<br>株式会社桜花サービス | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護<br>居宅介護支援<br>認知症対応型共同生活介護<br>訪問介護 | 平成十九年 八月 一日<br>平成十九年 八月 一日<br>平成十九年 八月 一日 |
| グループホームひまわり                               | 川口市源左衛門新田二七八―二                           | 株式会社ウエルハウス                               | 介護予防訪問介護   | 平成十九年 七月 一日                               |
| 杉戸ケアセンターそよ風                               | 北葛飾郡杉戸町下高野二八二八―一                         | 株式会社メデカジャパン                              | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護<br>認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護   | 平成十九年 八月 七日                               |

埼玉県告示第千三百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

| 名 称                   | 変更事項 | 変 更 前                       | 変 更 後                   | サービスの種類  |
|-----------------------|------|-----------------------------|-------------------------|----------|
| けあビジョン熊谷              | 名 称  | 株式会社ビジュアルビジョン介護福祉センターすずらん熊谷 | けあビジョン熊谷                | 訪問介護     |
| 熊谷西デイサービスセンター(中条編)    | 名 称  | 熊谷西デイサービスセンター(肥塚編)          | 熊谷西デイサービスセンター(中条編)      | 居宅介護支援   |
| 介護ステーション みゆう          | 所在地  | 熊谷市肥塚一四一六―三                 | 熊谷市上中条八四三―一             | 介護予防訪問介護 |
| なでしこヘルパーステーション        | 所在地  | 川口市西立野一―一四―三                | 川口市北原台一―八―一 (有)角屋酒店別館二F | 訪問介護     |
| 狭山市入間川・入間川東地域包括支援センター | 所在地  | 熊谷市美土里町二―七八横山事務所二階西         | 深谷市岡三三三二―一              | 介護予防訪問介護 |
|                       |      | 狭山市入間川四―一五―二〇               | 狭山市入間川四―一〇―一五           | 介護予防支援   |

埼玉県告示第千三百二十五号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。  
 平成十九年八月三十一日  
 埼玉県知事 上田清司

| 名 称                              | 所 在 地                          | サービスの種類                                    | 休 止 年 月 日   |
|----------------------------------|--------------------------------|--|-------------|
| 特別養護老人ホームいろりの友<br>株式会社福祉の街 新座営業所 | 児玉郡神川町八日市七三九―二<br>新座市野火止四―九―一〇 | 居宅介護支援<br>特定福祉用具販売<br>介護予防福祉用具貸与<br>福祉用具貸与 | 平成十九年 八月 一日 |
| ヘルパーステーション ケア・リンク                | 所沢市緑町二―一四―一 YKS新所沢ビル二〇六号室      | 介護予防訪問介護<br>訪問介護                           | 平成十九年 七月 一日 |
| ウイズネットホームヘルプサービス川口               | 川口市西青木一―一―九                    | 介護予防訪問介護<br>訪問介護                           | 平成十九年 八月 一日 |

埼玉県告示第千三百二十六号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。  
 平成十九年八月三十一日  
 埼玉県知事 上田清司

| 名 称                 | 所 在 地                    | サービスの種類                              | 廃 止 年 月 日    |
|---------------------|--------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 医療法人 一清会 大沢診療所      | 越谷市大沢四―二―一―一             | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導<br>居宅療養管理指導 | 平成十九年 六月二十七日 |
| 福 井 齒 科 医 院         | 秩父市東町二―一―五               | 介護予防居宅療養管理指導<br>訪問介護                 | 平成十九年 五月三十一日 |
| ファミリーケアいきいき早稲田      | 三郷市早稲田二―一―一レミネ早稲田一〇二     | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                     | 平成十九年 五月三十一日 |
| 家 族 俱 楽 部           | 狭山市東三ツ木三三二―一             | 訪問介護<br>居宅介護支援                       | 平成十九年 七月 一日  |
| ヘルパーステーション ケア・リンク狭山 | 狭山市富士見二―三―三三サンヴェール富士見二〇一 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                     | 平成十八年十二月三十一日 |

|                                |                                |  |                              |
|--------------------------------|--------------------------------|--|------------------------------|
| おひさま介護サービス 入間<br>大友 外科 整形外科 外科 | 入間市豊岡一―二―二山路ビル四階<br>北本市本町六一二八四 | 訪問介護<br>居宅介護支援<br>介護予防訪問介護<br>居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 五月三十一日<br>平成十九年 五月三十一日 |
|--------------------------------|--------------------------------|--|------------------------------|

埼玉県告示第千三百二十七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号。以下「法」という。)第八  
条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成十九年八月三十一日

一 試験期日及び試験場所

埼玉県知事 上田清司

|                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| 試験期日<br>平成十九年<br>十月二十八日(日) | 試験場所<br>草加市学園町一丁目一番地<br>獨協大学 |
|----------------------------|------------------------------|

二 試験科目

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)第七条第二項及  
び第三項に規定する事項

三 試験区分

法第八条第三項に規定する試験

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第七十四号)第九条に

掲げる受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成十九年九月二十七日(木)及び二十八日(金)

五 合格発表

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで  
さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号  
埼玉県民健康センター中会議室

平成十九年十二月三日(月)及び十二月四日(火) 午前九時から午後五時まで  
埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前

埼玉県告示第千三百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。  
平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立大学情報システム機器貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年11月1日(木)から平成25年2月28日(木)まで

ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額  
について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立大学

- (5) 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地 埼玉県立大学情報・施設管理担当 岡田 甲一、星野 太朗 電話048-973-4308（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法等  
下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後、平成19年9月27日（木）まで上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
ア 場所  
埼玉県立大学教育研修センター棟102会議室  
イ 日時  
平成19年9月7日（金）午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
ア 場所
- 埼玉県立大学会議室2
- イ 日時  
平成19年10月22日（月）午前10時
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法  
ア あて先  
〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地 埼玉県立大学情報・施設管理担当
- イ 受領期限  
平成19年10月19日（金）午後5時（必着）
- ウ 提出方法  
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年9月27日（木）までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。  
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならぬ。
- (4) 入札の無効

Tel048-973-4308

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
  - (5) 契約書の作成の要否
  - (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) 手続における交渉の有無  
無
  - (8) 競争入札参加資格の付与  
2(2)で定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
  - (9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
  - (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required:  
Lease of server equipment for use with the Saitama Prefectural University Information Systems.
  - (2) Deadline for Submissions:  
By registered mail : 5:00 pm, October 19, 2007  
In person : 10:00 am., October 22, 2007
  - (3) Contact Information:  
Information & Facility Management Group  
Saitama Prefectural University  
Sannomiya 820, Koshigaya-shi, Saitama-ken 343-8540

埼玉県告示第十三百二十九号

埼玉県中小企業等協同組合法施行規程  
を次のように定める。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県中小企業等協同組合法施行

規程

知事の所管に属する中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下「法」という。))

第三条に規定する中小企業等協同組合を(以下)に係る中小企業等協同組合法施行

内閣府、財務

省、令第一号。以下「規則」という。)第

百八十八条第一項第二号に規定する行政

省、令第一号。以下「規則」という。)第

財務省、農林水産省、告示第一号。以下「規程」

国土交通省

という。第五条及び第六条を、規則第百

十九条第六項に規定する行政庁が定める

積立て及び取崩しに関する基準について

は規程第七条から第九条までを、法第五

十八条の四に規定する行政庁が定める基

準については規程第十条を、規則第百二

十三条第一項第四号及び第五号に規定す

る行政庁が定める率並びに同項第六号に

規定する行政庁が定めるものの額につい

ては規程第十一条を、規則第百二十四条

に規定する行政庁が定めるところにより

計算した額については規程第十二条及び

第十三条を、規則第百六十六条第二項及

び第三項に規定する行政庁が定めるところ

により計算した金額については規程第

十四条を、それぞれ準用する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第十三百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平方領々家土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

| 職名   | 氏名    | 住所            |
|------|-------|---------------|
| 一 就任 |       |               |
| 理事   | 秋山幸三  | 上尾市大字平方領々家三二〇 |
| 同    | 秋山忠雄  | 同 三二五         |
| 同    | 秋山幸雄  | 同 一五一         |
| 同    | 石川宇重治 | 同 六〇四         |
| 同    | 石川英雄  | 上野七四一―三       |
| 同    | 市原昭雄  | 平方領々家二四二      |
| 同    | 大室武美  | 今泉一―四〇―一      |
| 同    | 小川英一  | 平方領々家六二       |
| 同    | 小川紀之  | 同 二九一         |
| 同    | 小川晴久  | 同 六六          |
| 同    | 小川正博  | 同 一五一―二       |
| 同    | 齋藤重雄  | 川一〇八一―        |
| 同    | 佐藤喜一  | 平方領々家三二六      |
| 同    | 佐藤康介  | 同 三一〇―三       |
| 同    | 新木敏雄  | 同 一八八一―       |
| 同    | 鈴木二郎  | 同 七六          |
| 同    | 関根正行  | 上野一五七         |
| 同    | 寺山榮一  | 平方領々家一四五      |
| 同    | 遠藤明雄  | 同 四八八一―       |
| 同    | 新木辰男  | 同 二〇七         |
| 同    | 鈴木芳男  | 同 三九〇         |
| 二 退任 |       |               |
| 職名   | 氏名    | 住所            |
| 理事   | 秋山幸三  | 上尾市大字平方領々家三二〇 |
| 同    | 秋山忠雄  | 同 三二五         |
| 同    | 秋山幸雄  | 同 一五一         |

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 石川宇重治 | 上尾市大字平方領々家六〇四 |
| 同  | 石川英雄  | 同 上野七四一―三     |
| 同  | 市原昭雄  | 平方領々家一四二      |
| 同  | 大室武美  | 今泉一―四〇―一      |
| 同  | 小川英一  | 平方領々家六二       |
| 同  | 小川紀之  | 同 二九一         |
| 同  | 小川晴久  | 同 六六          |
| 同  | 小川正博  | 同 一五一―二       |
| 同  | 齋藤重雄  | 川一〇八一―        |
| 同  | 佐藤喜一  | 平方領々家三二六      |
| 同  | 佐藤康介  | 同 三一〇―三       |
| 同  | 新木敏雄  | 同 一八八一―       |
| 同  | 鈴木二郎  | 同 七六          |
| 同  | 関根正行  | 上野一五七         |
| 同  | 寺山榮一  | 平方領々家一四五      |
| 同  | 矢澤茂市  | 同 四三九         |
| 同  | 新木辰男  | 同 二〇七         |
| 同  | 鈴木芳男  | 同 三九〇         |

埼玉県告示第千三百三十一号

測量計画機関の長である上尾都市計画

事業伊奈特定土地区画整理事業者埼玉

玉県代表者埼玉県知事上田清司から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知を受

けたので、測量法(昭和二十四年法律第

百八十八号)第三十九条において準用す

る同法第十四条第三項の規定により公示

する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(三級及び四級基準点測量)

二 作業期間

平成十九年九月四日から平成十九年

十二月十四日まで

三 作業地域

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画

整理事業地内(伊奈町大字大針、羽貫、

小針新宿及び小針内宿地内)

埼玉県告示第千三百三十二号

測量計画機関の長である川越市長舟橋功一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(一級及び二級基準点測量)

二 作業期間

平成十九年九月一日から平成二十年二月二十九日まで

三 作業地域

川越市全域(DID地区を除く)

埼玉県告示第千三百三十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)

二 作業期間

平成十九年九月三日から平成二十一年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県内全域

埼玉県告示第千三百三十四号

測量計画機関の長である国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(土地活用促進調査)

二 作業期間

平成十九年八月一日から平成二十年三月三十日まで

三 作業地域

東松山市内の一部地域

埼玉県告示第千三百三十五号

測量計画機関の長である埼玉県加須農林振興センター所長海北晃から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(地区界測量 土地改良事業(ほ場整備) 手子林第三地区)

二 作業期間

平成十九年七月二十六日から平成十九年十一月二十二日まで

三 作業地域

羽生市大字中手子林地内他

埼玉県告示第千三百三十六号

景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項の規定により、埼玉県景観計画を定めたので、その計画図及び計画書の写しを埼玉県景観整備部県土づくり企画室及び各県土整備事務所において縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百三十七号

埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第四十二号)第十条第一項の規定により、同項に規定する大規模基準適用区域(以下「大規模基準適用区域」という。)を次のとおり指定し、平成二十年二月一日から施行する。

なお、当該指定に係る図書の写しを埼玉県景観整備部県土づくり企画室、埼玉県越谷県土整備事務所及び越谷市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

越谷市の区域のうち、大規模基準適用区域として既に指定した次に掲げる区域以外の区域

一 平成二年埼玉県告示第四百三十四号により、大規模基準適用区域として指定した次の区域

イ 弥生町、瓦曾根一丁目及び越ヶ谷一丁目から越ヶ谷四丁目までの各一部の区域

ロ 東越谷一丁目、東越谷三丁目、東越谷六丁目から東越谷十丁目まで及び大字増林字城ノ上の各一部の区域

二 平成五年埼玉県告示第五百一号により、大規模基準適用区域として指定した次の区域

イ 千間台西一丁目、千間台西二丁目及び千間台東一丁目(指定時は、千間台東町)の各一部の区域

ロ 北越谷二丁目、北越谷四丁目、北越谷五丁目及び大沢三丁目の各一部の区域

ハ 南越谷一丁目及び南越谷四丁目の各一部の区域

ニ 蒲生茜町及び蒲生寿町の各一部の区域

三 平成十一年埼玉県告示第九百七十一号により、大規模基準適用区域として指定した赤山本町(指定時は、赤山町六丁目)、弥生町、越ヶ谷一丁目及び東柳田町の各一部の区域

四 平成十八年埼玉県告示第二百二十六

号により、大規模基準適用区域として指定した越谷レイクタウン特定土地区画整理事業四百五十街区から四百五十三街区まで、四百五十九街区、七百四十三街区及びE S一街区及びE S二街区並びに西大袋土地区画整理事業五十八街区、六十九街区、八十八街区、百三十二街区の一部、百三十三街区及び百四十四街区の区域

埼玉県告示第千三百三十八号

埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第四十二号)第十条第一項の規定により、同項に規定する大規模基準適用区域(以下「大規模基準適用区域」という。)を次のとおり指定し、平成二十年四月一日から施行する。

なお、当該指定に係る図書の写しを埼玉県県土整備部県土づくり企画室、埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

新座市の区域のうち、大規模基準適用区域として既に指定した次に掲げる区域以外の区域

- 一 平成二年埼玉県告示第四百三十四号により、大規模基準適用区域として指定した東北一丁目及び東北二丁目の各一部の区域
- 二 平成五年埼玉県告示第五百一号によ

り、大規模基準適用区域として指定した次の区域

- イ 東北一丁目及び東北二丁目の各一部の区域
- ロ 東北二丁目の一部の区域

三 平成九年埼玉県告示第千三百五十三号により、大規模基準適用区域として指定した野火止五丁目の一部の区域

埼玉県告示第千三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称  
川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
川越都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所  
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県東松山県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、川島町都市整備課、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間  
平成十九年八月三十一日から平成十

九年九月十四日まで

埼玉県告示第千三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称  
川越都市計画区域区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域  
比企郡川島町大字中山字蛭田、字金ヶ谷戸、字上新井、字六地藏、字追出し及び字諏訪下の各一部並びに大字上伊草字天神の一部  
ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域  
変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所  
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県東松山県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、川島町都市整備課、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間  
平成十九年八月三十一日から平成十

九年九月十四日まで

埼玉県告示第千三百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称  
川越都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田、字金ヶ谷戸、字上新井、字六地藏、字追出し及び字諏訪下の各一部並びに大字上伊草字天神の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所  
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県東松山県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、川島町都市整備課、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間  
平成十九年八月三十一日から平成十九年九月十四日まで

埼玉県告示第千三百四十二号

昭和三十四年埼玉県告示第千三百七号(埼玉県収納代理金融機関の指定につい

て)の一部を次のように改正し、平成十九年九月三日から施行する。

埼玉県知事 上田 清 司  
「中「埼玉県内に所在する店舗」を「国内に所在する店舗」に改める。」

### 埼玉県告示第千三百四十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
教職員人事給与情報システム機器等賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

平成19年10月1日(月)から平成24年9月30日(日)まで  
ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

#### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課が指定する場所

#### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり

- イ 埼玉県ホームページを開く。
- ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

ニ 「入札情報公開システム」を選択する。

ホ 調達機関は「埼玉県」を選択する。

ヘ 「物品等」を選択する。

ヘ 「1 発注情報の検索」を選択する。

コ 検索ボタンをクリックする。

ク 本入札案件を選択する。

##### イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号第2庁舎4階 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課事務職員人事担当 須藤、辻 電話 048-830-6733(直通) FAX 048-830-4958 メールアドレス a6720-01@pref.saitama.lg.jp

##### (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年9月13日(木)午前10時ま

で

紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年9月12日(水)午後5時  
まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成19年9月13日(木)午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた  
額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第  
18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、  
免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた  
額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する  
場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書  
及び機能証明書を下記の方法で平成19年9月7日(金)午後5時ま  
でに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務  
の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じな  
ければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の場所に郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は書留  
郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した貸借を履行できると発注者が判断した入札者であって、  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の  
価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県飯能県土整備事務所長吉川第四十

五号

平成十九年八月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

吉川 第四十

五号

購入等件名及び数量

情報通信ネットワークシステムの賃

借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部会計課調度第

二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年6月29日

4 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千

代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額  
753,379,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年5月18日

埼玉県飯能県土整備事務所長吉川第四十

五号

郡市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第三十六條第三項の規定により、次

の発行行務に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

吉川

第一

許可番号

平成十九年一月二十二日

指令飯整第一八〇〇五〇〇号

検査済証番号

平成十九年八月二十九日  
飯整第一九〇〇一〇号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
- 五番五
- 入間郡越生町大字大谷字房ノ前七六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市富士見四丁目二四番三七号  
 ハイツ丸川三〇三

大迫 寛英

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十六号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十九年八月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

|      |               |                      |                   |                   |   |
|------|---------------|----------------------|-------------------|-------------------|---|
| 指定番号 | 指定年月日         | 指定した道路の位置            | 道路の幅員<br>(単位メートル) | 道路の延長<br>(単位メートル) | 申請者の住所及び氏名又は名称                                |
| 第六号  | 平成十九年<br>八月九日 | 秩父郡小鹿野町下小鹿野字高田三五九四番一 | 六・〇五              | 一三・六四             | 秩父郡小鹿野町飯田二六七四番地<br>株式会社 いのうえ工務店<br>代表取締役 井上 敏 |

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成十九年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

|                                       |                 |              |                 |
|---------------------------------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 区 間                                   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備 考             |
| 熊谷市妻沼字若宮前二五八六番五四地先から同市間々田字天神六五二番一地先まで | 五・〇〇<br>六・〇〇    | 三、四四〇・〇〇     | 自転車歩行者道整備事業による。 |

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成十九年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

| 路線名      | 指定する道路の部分                             | 指定の期日       | 備考                |
|----------|---------------------------------------|-------------|-------------------|
| 利根川自転車道線 | 熊谷市妻沼字若宮前二五八六番五四地先から同市間々田字天神六五二番一地先まで | 平成十九年八月三十一日 | ただし、図面に表示する部分に限る。 |

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

| 路線名      | 供用開始の区間                               | 供用開始の期日     | 備考              |
|----------|---------------------------------------|-------------|-----------------|
| 利根川自転車道線 | 熊谷市妻沼字若宮前二五八六番五四地先から同市間々田字天神六五二番一地先まで | 平成十九年八月三十一日 | 延長二、四四〇・〇〇メートル。 |

埼玉県公安委員会告示第369号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施するので、公示する。

平成19年8月31日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

1 講習の期日

(1) 第1回

講習1日目 平成19年11月1日(木)午前9時30分から午後5時50分までの間

講習2日目 平成19年11月2日(金)午前9時30分から午後5時50分までの間

修了考査 平成19年11月9日(金)午前9時30分から午後2時00分までの間

(2) 第2回

講習1日目 平成19年11月21日(水)午前9時30分から午後5時50分までの間

講習2日目 平成19年11月22日(木)午前9時30分から午後5時50分までの間

修了考査 平成19年11月29日(木)午前9時30分から午後2時00分までの間

2 講習の場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1600番地

埼玉県県民活動総合センター

第1回 307セミナー室(講習)及びセミナーホール2(修了考査)

第2回 307セミナー室(講習)及びセミナーホール1(修了考査)

3 受講者予定数

第1回120人、第2回120人(各回とも申込受付順)

4 講習の概容

(1) 放置車両の確認に関する技能及び知識について1日7時間の講習を2日間行う。

(2) 修了考査は正誤式50問で、合格基準は正答率90パーセントである。

(3) 講習課程を修了(修了考査に合格)した者には、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 申込方法

次により、申込みの予約を行った後に本申込みを行うこと。

(1) 申込みの予約

ア 予約方法

官製往復はがきに必要な事項を記載し、郵送すること。

イ 予約受付期間

平成19年9月1日(土)から9月6日(木)までの間(期間内消印有効)

ウ あて先

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮883番地

埼玉県警察本部交通部駐車対策課

エ 往信はがきの記載事項

裏に講習名「駐車監視員資格者講習」、希望する講習の回(第1希望及び第2希望)、住所、氏名及び電話番号を記載すること。

なお、第2希望がない場合は、第2希望の記載を要しない。

オ 復信はがきの記載事項

表に住所及び氏名を記載し、裏は記載しないこと。

カ 予約受付の通知

予約が受け付けられた旨又は受け付けられなかった旨を復信はがきで通知する。

(予約受付期間中であっても申込受付順であることから予定人員になり次第締め切るものとする。)

(2) 本申込み

ア 本申込受付期間

平成19年9月10日(月)から9月21日(金)まで(9月15日(土)から9月17日(月)までの3日間を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで

イ 照会先

埼玉県警察本部交通部駐車対策課 放置駐車対策センター

電話 048(622)7399(直通)

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包



埼玉県市議団協議会

代表者  
会計責任者

立石泰広  
篠田文男

近藤豊  
岩沢勝徳

平成十九年七月十一日  
同 右

埼玉県商工政治連盟三郷支部

主たる事務所の所在地

三郷市鷹野五―二四八

三郷市鷹野五―二六七―一

平成十九年七月十二日

埼玉県政経工学研究所

主たる事務所の所在地

さいたま市南区辻四―七―二七秋本武道館内

さいたま市南区辻三―二―二六稲荷屋第二ビル

平成十九年七月三十日

高木まり「さいたま」変革プロジェクト

主たる事務所の所在地

さいたま市北区宮原町三―六〇―二一〇二

さいたま市北区宮原町二―一六―一九

平成十九年七月三日

千野寿政を応援する会

代表者

島田義雄

飯野一男

平成十九年七月二日

東京電力労働組合政治連盟埼玉県支部

代表者

比企郡小川町伊勢根一九五―二

比企郡小川町伊勢根一九五

同 右

二一

代表者

永井啓介

中村繁司

平成十九年七月三十一日

ネットワークみどり

代表者

大谷誠一

原田勝美

同 右

平岡利典を応援する会

代表者

柿崎美津子

渡辺芙紗子

平成十九年七月四日

細沼武彦後援会

代表者

塚越慶子

國島裕子

同 右

みずききの会

主たる事務所の所在地

さいたま市見沼区大和田町二―三四五―一

さいたま市見沼区大和田町一―三四七

平成十九年七月九日

やなぎの森会

代表者

栗原仙三

若山智

平成十九年七月二十五日

若松かねしげ市民フォーラム

主たる事務所の所在地

さいたま市南区辻四―七―二七秋本武道館内

さいたま市南区辻三―二―二六

平成十九年七月三十日

若翔会

代表者

やなぎの森会

稲荷屋第二ビル四階

平成十九年七月二十三日

若松かねしげ市民フォーラム

主たる事務所の所在地

上尾市仲町二―四―一六

上尾市宮本町五―一八三協堂ビル三F

平成十九年七月二十日

蕨の未来を考える会

代表者

大塚正信

浜口義人

同 右

埼玉県選管告示第百九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した

旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

あったので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表す

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

別記一(平成19年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)  
 その他の政治団体

政治団体の名称  
 岩崎てつや励ます会  
 加藤孝志後援会  
 志政会

解散年月日  
 平成十九年六月二十九日  
 平成十九年六月三十日  
 平成十九年六月三十日

届出年月日  
 平成十九年七月四日  
 平成十九年七月五日  
 平成十九年七月五日

別記二(平成19年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称

坂本よし江後援会  
 嶋野憲治後援会  
 鈴木重次後援会  
 坪田光治後援会  
 別記三

解散年月日  
 平成十九年七月九日  
 平成十九年七月五日  
 平成十九年七月十日  
 平成十九年七月十三日

届出年月日  
 平成十九年七月九日  
 平成十九年七月五日  
 平成十九年七月十日  
 平成十九年七月十三日

政治団体の名称 岩崎てつや励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名 岩崎哲也  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 川越市議会議員  
 報告年月日 平成19年7月4日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附

ア 個人からの寄附

イ その他の収入

10万円未満の収入

合計

2,095,532円

1,095,395円

1,000,137円

1,551,543円

合計 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

1,000,137円

57,750円

493,793円

493,793円

1,000,000円

1,551,543円

1,044,819円

543,989円

500,830円

1,044,819円

|           |          |
|-----------|----------|
| (1) 収入の内訳 |          |
| ア 寄 附     |          |
| (ア) 寄 附   |          |
| a 個人からの寄附 | 500,000円 |
| イ その他の収入  |          |
| 10万円未満の収入 | 830円     |
| 合 計       | 500,830円 |

## 〔寄附の内訳〕

|           |          |       |  |
|-----------|----------|-------|--|
| ア 個人からの寄附 |          |       |  |
| (寄附者の氏名)  | (金 額)    | (住 所) |  |
| 岩 崎 哲 也   | 500,000円 | 川 越 市 |  |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| (2) 支出の内訳          |            |
| ア 政治活動費            |            |
| (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 646,790円   |
| a 機関紙誌の発行事業費       | 646,790円   |
| (イ) 寄附・交付金         | 398,029円   |
| 合 計                | 1,044,819円 |

政治団体の名称 加藤孝志後援会  
 報告年月日 平成19年7月5日  
 (平成18年分)

|             |          |
|-------------|----------|
| 1 収入・支出の総額  |          |
| (1) 収入総額    | 249,998円 |
| ア 前年繰越額     | 59,998円  |
| イ 本年収入額     | 190,000円 |
| (2) 支出総額    | 169,297円 |
| 2 収入・支出の内訳  |          |
| (1) 収入の内訳   |          |
| ア 寄 附       |          |
| (ア) 寄 附     |          |
| a 政治団体からの寄附 | 190,000円 |
| 合 計         | 190,000円 |

## 〔寄附の内訳〕

|             |          |           |  |
|-------------|----------|-----------|--|
| ア 政治団体からの寄附 |          |           |  |
| (団体の名称)     | (金 額)    | (事務所の所在地) |  |
| 志政会         | 190,000円 | 秩 父 市     |  |

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (2) 支出の内訳          |          |
| ア 政治活動費            |          |
| (ア) 組織活動費          | 61,975円  |
| (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 10,000円  |
| a 機関紙誌の発行事業費       | 10,000円  |
| (ウ) その他の経費         | 97,322円  |
| 合 計                | 169,297円 |
| (平成19年分)           |          |

|            |         |
|------------|---------|
| 1 収入・支出の総額 |         |
| (1) 収入総額   | 80,701円 |
| ア 前年繰越額    | 80,701円 |
| イ 本年収入額    | 0円      |
| (2) 支出総額   | 0円      |

政治団体の名称 志政会  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 加 藤 孝 志  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 秩父市議会議員  
 報告年月日 平成19年7月5日  
 (平成18年分)

|            |          |
|------------|----------|
| 1 収入・支出の総額 |          |
| (1) 収入総額   | 190,000円 |
| ア 前年繰越額    | 190,000円 |
| イ 本年収入額    | 0円       |
| (2) 支出総額   | 190,000円 |
| 2 収入・支出の内訳 |          |
| (1) 支出の内訳  |          |
| ア 寄附・交付金   | 190,000円 |
| 合 計        | 190,000円 |

|            |    |
|------------|----|
| (平成19年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |    |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

政治団体の名称 坂本よし江後援会  
報告年月日 平成19年7月9日

|            |    |
|------------|----|
| (平成15年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |    |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

|            |    |
|------------|----|
| (平成16年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |    |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

|            |    |
|------------|----|
| (平成17年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |    |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

|            |    |
|------------|----|
| (平成18年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |    |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

|            |    |
|------------|----|
| (平成19年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |    |
| (1) 収入総額   | 0円 |
| (2) 支出総額   | 0円 |

政治団体の名称 嶋野憲治後援会  
報告年月日 平成19年7月5日

|            |  |
|------------|--|
| (平成17年分)   |  |
| 1 収入・支出の総額 |  |

|          |          |
|----------|----------|
| (1) 収入総額 | 444,220円 |
| ア 前年繰越額  | 4,220円   |
| イ 本年収入額  | 440,000円 |
| (2) 支出総額 | 436,000円 |

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 2 収入・支出の内訳      |                    |
| (1) 収入の内訳       |                    |
| ア 個人の負担する党費又は会費 | 440,000円<br>(100人) |
| 合計              | 440,000円           |

|                  |          |
|------------------|----------|
| (2) 支出の内訳        |          |
| ア 政治活動費          |          |
| ア 機関紙誌の発行その他の事業費 | 436,000円 |
| a 機関紙誌の発行事業費     | 436,000円 |
| 合計               | 436,000円 |

|            |          |
|------------|----------|
| (平成18年分)   |          |
| 1 収入・支出の総額 |          |
| (1) 収入総額   | 448,220円 |
| ア 前年繰越額    | 8,220円   |
| イ 本年収入額    | 440,000円 |
| (2) 支出総額   | 435,700円 |

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 2 収入・支出の内訳      |                    |
| (1) 収入の内訳       |                    |
| ア 個人の負担する党費又は会費 | 440,000円<br>(100人) |
| 合計              | 440,000円           |

|                  |          |
|------------------|----------|
| (2) 支出の内訳        |          |
| ア 政治活動費          |          |
| ア 機関紙誌の発行その他の事業費 | 435,700円 |
| a 機関紙誌の発行事業費     | 435,700円 |
| 合計               | 435,700円 |

|            |  |
|------------|--|
| (平成19年分)   |  |
| 1 収入・支出の総額 |  |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 収入総額           | 239,520円   |
| ア 前年繰越額            | 12,520円    |
| イ 本年収入額            | 227,000円   |
| (2) 支出総額           | 239,400円   |
| 2 収入・支出の内訳         |            |
| (1) 収入の内訳          |            |
| ア 個人の負担する党費又は会費    | 227,000円   |
|                    | (100人)     |
| 合 計                | 227,000円   |
| (2) 支出の内訳          |            |
| ア 政治活動費            |            |
| (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 239,400円   |
| a 機関紙誌の発行事業費       | 239,400円   |
| 合 計                | 239,400円   |
| 政治団体の名称            | 鈴木重次後援会    |
| 報告年月日              | 平成19年7月10日 |
|                    | (平成15年分)   |
| 1 収入・支出の総額         |            |
| (1) 収入総額           | 27,150円    |
| ア 前年繰越額            | 27,150円    |
| イ 本年収入額            | 0円         |
| (2) 支出総額           | 27,150円    |
| 2 収入・支出の内訳         |            |
| (1) 支出の内訳          |            |
| ア 経常経費             |            |
| (ア) 備品・消耗品費        | 27,150円    |
| 合 計                | 27,150円    |
|                    | (平成16年分)   |
| 1 収入・支出の総額         |            |
| (1) 収入総額           | 0円         |
| (2) 支出総額           | 0円         |

|            |            |    |
|------------|------------|----|
|            | (平成17年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
|            | (平成18年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
|            | (平成19年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
| 政治団体の名称    | 坪田光治後援会    |    |
| 報告年月日      | 平成19年7月13日 |    |
|            | (平成15年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
|            | (平成16年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
|            | (平成17年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
|            | (平成18年分)   |    |
| 1 収入・支出の総額 |            |    |
| (1) 収入総額   |            | 0円 |
| (2) 支出総額   |            | 0円 |
|            | (平成19年分)   |    |

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額

0円

0円

埼玉県選管告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成19年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

届出者の氏名(代表者の氏名) 公 職 の 種 類 資金管理団体の名称

石井 平 夫 埼玉県議会議員 平政会

岩崎 宏 埼玉県議会議員 21世紀の会

須永 宣 延 熊谷市議会議員 須永よしのぶ後援会

野中 厚 埼玉県議会議員 新しい政治と経済を考える会

主たる事務所の所在地 届 出 年 月 日

蓮田市高虫三八五 平成十九年 七月 六日

秩父郡小鹿野町両神薄二八八〇 平成十九年 七月 六日

熊谷市善ヶ島一七五 平成十九年 七月 十一日

加須市大越二一九四 平成十九年 七月二十五日

埼玉県選管告示第百一十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成19年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 異 動 事 項

秋本 昌 治 埼玉県議会議員 埼玉政経工学研究所 主たる事務所の所在地

岡 重 夫 埼玉県議会議員 岡しげお会 名称

高木 まり さいたま市議会議員 高木まり「さいたま」主たる事務所の所在地

細 沼 武 彦 さいたま市議会議員 変革プロジェクト

若松 謙 維 衆議院小選挙区選出議員 若松かねしげ市民フォーラム 主たる事務所の所在地

新 旧 届 出 年 月 日

さいたま市南区辻四七二七 さいたま市南区辻三二二六平成十九年 七月 三十日

秋本武道館内 稱荷屋第二ビル

岡しげお会 岡しげお政治資金団体 平成十九年 七月 十九日

さいたま市北区宮原町 さいたま市北区宮原町 平成十九年 七月 三日

三六〇二一一〇二 二一一六一一九

さいたま市見沼区大和田町 さいたま市見沼区 平成十九年 七月二十五日

二一三四五一一廣栄ビル二F 大和田町一―三四七

上尾市仲町一―四―一六 上尾市宮本町五―一八三 平成十九年 七月 二十日

協堂ビル三F

埼玉県選管告示第百二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成19年7月1日~7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類

岩崎 哲也 川越市議会議員

加藤 孝志 秩父市議会議員

資金管理団体の名称

岩崎てつや励ます会

志政会

平成十九年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

指定取消年月日

平成十九年 六月二十九日

平成十九年 六月三十日

届 出 年 月 日

平成十九年 七月 四日

平成十九年 七月 五日

正 誤

埼玉県告示第千五百号(平成十九年六月二十九日第千八百八十八号)中訂正

様式第一号(二)

ページ表中 行

様式第一号(三)

八 指定年月日 後から一

誤

平成十九年五月八日

正

平成十九年五月一日

埼玉県規則第七十一号(平成十九年八月十日第千九百号)中訂正

ページ 段

四 下 附則第一項中

誤

|      |  |
|------|--|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日  |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)   |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇<br>四八―八二四―二二二一(代表)                                   |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>四八―八六―二二九〇(代表)                                  |
|      | 埼玉県選挙管理委員会<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |